

# 自己評価書

平成 29 年 11 月

国立大学法人上越教育大学

# 目 次

1	平成 29 年度外部評価の概要	2
2	平成 26 年度大学機関別認証評価結果を受けた改善状況	4
	改善策の取組状況（1）	
	「単位の実質化への配慮がなされているか。」	4
	改善策の取組状況（2）	
	「成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。」	8
	改善策の取組状況（3）	
	「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。」	11
3	平成 27 年度教職大学院認証評価結果を受けた改善状況	14
	改善策の取組状況（1）	
	「教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。」	14
	改善策の取組状況（2）	
	「教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。」	20
	改善策の取組状況（3）	
	「成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。」	25

## 【参考】認証評価制度について

国公立の全ての大学は、学校教育法第 109 条の定めにより、7 年以内に 1 回、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けなければならない。（平成 16 年 4 月施行）

加えて、専門職大学院は、5 年以内ごとに認証評価を受けなければならない。

### <認証評価を定義する観点>

- 各大学の状況が、設置基準等の法令に適合していることの確認。
- 各大学の自主的・自律的な質保証、向上の取組の支援。
- 各大学の特色ある教育研究の進展の支援。

（出典：平成 24 年 4 月 20 日 中央教育審議会大学分科会（第 104 回）資料より）

# 1 平成 29 年度外部評価の概要

## (1) 外部評価の目的

上越教育大学（以下「本学」という。）における教育活動の状況について、外部の有識者により検証を行い、その結果により、本学の教育活動の質の向上を目指すとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

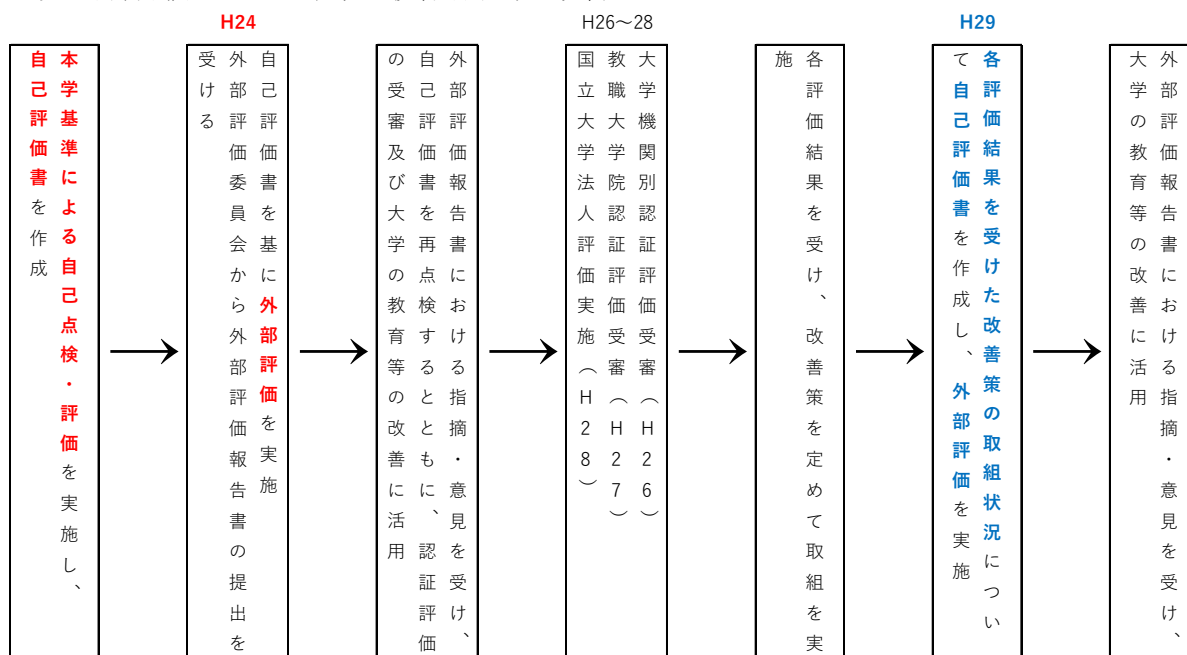
## (2) 外部評価委員会の設置

- ①国立大学法人上越教育大学に外部評価を実施するため、国立大学法人上越教育大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ②委員会は、本学の教育活動に深い理解を有する国、地方公共団体又は高等教育機関等に所属する外部の有識者から、学長が委嘱する委員をもって組織する。
- ③委員の任期は、委員として委嘱された日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- ④委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ⑤委員長は、学長の要請に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- ⑥委員会は、評価結果を報告書にまとめ、学長に提出する。

## (3) 外部評価の実施方法

- ①委員会は、大学機関別認証評価及び教職大学院認証評価の各評価結果に基づく教育活動等の改善状況について、自己評価書による事前調査及び委員会の審議により、検証及び評価を行う。委員は、事前調査において、委員会の審議の際に確認したい事項があった場合、書面により事前に本学に提出する。
- ②委員会は、外部評価報告書を取りまとめ、書面により評価結果を学長に提出する。
- ③本学は、委員会が提出した外部評価報告書を公表する。

参考：外部評価を通じた本学の教育活動等の改善のプロセス



(4) 自己評価書の構成

本自己評価書は、以下の内容により構成される。

①平成 26 年度大学機関別認証評価の評価結果に基づく教育活動等の改善状況

- ・ 認証評価自己評価書の「観点に係る状況」の抜粋
- ・ 認証評価自己評価書の別添資料（別冊）
- ・ 認証評価評価結果の抜粋（「平成 26 年度実施大学機関別認証評価評価報告書（平成 27 年 3 月 独立行政法人大学評価・学位授与機構）」（別冊）より）
- ・ 認証評価評価結果を受けて定めた改善策及び改善策の取組状況

②平成 27 年度教職大学院認証評価の評価結果に基づく教育活動等の改善状況

- ・ 認証評価自己評価書の「基準に係る状況」の抜粋
- ・ 認証評価自己評価書の別添資料（別冊）
- ・ 認証評価評価結果の抜粋（「上越教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻認証評価結果（平成 28 年 3 月 28 日 一般財団法人教員養成評価機構）」（別冊）より）
- ・ 認証評価評価結果を受けて定めた改善策及び改善策の取組状況

(5) 自己評価書の作成経緯

時期	機関別認証評価	教職大学院認証評価
平成 26 年 6 月	大学評価・学位授与機構に認証評価に係る自己評価書を提出	
平成 27 年 3 月	評価結果が公表される	
平成 27 年度	評価結果を受けて、改善が必要と判断した事項について改善策を定め、取組を実施	
平成 27 年 6 月		教員養成評価機構に認証評価に係る自己評価書を提出
平成 28 年 3 月		評価結果が公表される
平成 28 年度中		評価結果を受けて、改善が必要と判断した事項について改善策を定め、取組を実施
平成 29 年度	各認証評価結果を受けた改善策の取組状況を取りまとめ、外部評価に係る自己評価書を作成 自己評価書に基づき、外部評価委員会による外部評価を実施	

## 2 平成 26 年度大学機関別認証評価結果を受けた改善状況

認証評価機関：独立行政法人大学評価・学位授与機構

(現 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構)

評価基準：大学機関別認証評価大学評価基準（平成 26 年度実施分）

※以下の文章中で使われている高等教育に関わる用語等については、各ページの下部に用語の解説及び解説の引用元を記載している。特に引用元の記載がない場合は、大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集 第4版』から引用している。

### 改善策の取組状況（1）

#### 【評価基準】

(学士課程)

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

#### 【基本的な観点】

5-2-② 単位の実質化<sup>1</sup>への配慮がなされているか。

#### 【認証評価自己評価書の記述（観点到に係る状況）】（平成 26 年 6 月時点）

1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週を確保するとともに、前期・後期のそれぞれにおいて、試験・補講期間とは別に 15 回の授業回数を確保している（資料 5-2-②-A、別添資料 5-2-②-1）。新入生オリエンテーションの土曜日開催や授業曜日の振替等の措置を講じ、授業回数を確保している。また、学修時間と単位の関係について、履修の手引に記載し、新入生オリエンテーションで説明を行い、授業時間に対する予習時間及び復習時間の必要性について周知を図っている。本学では、平成 23 年度入学生から履修できる単位数を制限する CAP 制<sup>2</sup>を導入している（別添資料 5-2-②-2）。CAP 制導入後に入学した学生が平成 26 年度末にはじめて卒業することもあり、現在制度内容について、教員養成大学としての目的も踏まえた上で再検討しているところである。

学生の学修時間把握の取組については、平成 23 年度に学生生活実態調査を実施し、1 週間の授業以外の勉強時間の平均が「1 時間未満」が 30%、「1 時間以上 5 時間未満」が 48%、「5 時間以上 10 時間未満」が 10%、「10 時間以上 20 時間未満」が 7%、「20 時間以上」が 4%であることが把握されている（別添資料 5-2-②-3）。しかし、この調査で把握された授業以外の勉強時間について、机上での学修としてとらえられ回答しているものと考えられることから、今後さらに、学修時間と単位の関係について学生に周知していくとともに、より学生の実態に即した形で、学修時間を調査していく必要

<sup>1</sup> 学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような取組の総称。我が国の大学制度は単位制度を基本としており、1 単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準 45 時間の学修を要する教育内容をもって構成されることとなっている。シラバスを利用した準備学習の指示、レポート提出や小テストの実施、履修科目の登録の上限設定等が考えられる。（「大学機関別認証評価大学評価基準（平成 26 年度実施分）」より）

<sup>2</sup> 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録可能な単位数の上限を定める仕組み。大学設置基準によると、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が一定期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることが、大学の努力義務となっている。

がある。この結果を受けて、平成 25 年度シラバス<sup>3</sup>から、「授業時間外の課題等」を独立した項目に変更している。シラバスにおいて、当該科目の到達目標とともに、授業の回数に応じた授業内容を明示し、授業時間外の課題（予習内容やレポート課題）を明示することで、学生の主体的な学修を促している（別添資料 5-2-②-4）。

また、授業によっては、講義支援システムにより、授業担当教員が課題を提示し、学生から提出されたレポートを確認の上、フィードバックすることで、主体的な学修を行えるようにしている（別添資料 5-2-②-5）。そのほか、「教職キャリアファイル」を活用し、学生が学びの振り返りや自己評価を行い、それを指導教員が確認し、フィードバックすることで、主体的な学修を行えるようにしている（別添資料 5-2-①-4（前掲））。

さらに、本学では、授業以外の課外活動についても、教職に必要な有意義な経験を積むことができる重要な活動と位置づけており、その1つとして、「学びのひろば」を実施している。「学びのひろば」は、教務委員会学びのひろば支援部会及び教育支援課による支援の下、学生が主体となって企画・運営している事業であり、学部学生が地域の子どもたちと年7回程度、楽しみながら学べる活動を行い、子どもたちとのふれあいを通して子ども理解を深め、教員として必要な資質の基礎を習得することを目的としている。平成 25 年度においては学部学生 685 人中 361 人が「学びのひろば」に参加し、正規の授業とは別に学生の自主的・能動的な学修の機会となっている（別添資料 5-2-②-6）。

**（資料 5-2-②-A）平成 26 年度入学生用履修の手引（学校教育学部）（抜粋）**

**3. 授業の方法等**

**(1) 授業の方法**

授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行います。

**(2) 学期及び1年間の授業期間**

学年を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2学期に区分し、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としています。

**(3) 単位**

授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算します。

授業の方法による区分	1単位当たりの授業時間数
講義（L）、演習（S）	15時間（授業2時間（各1時限）7.5回）
実験・実習・実技（P）	30時間（授業2時間（各1時限）15回）

（出典 平成 26 年度入学生用履修の手引（学校教育学部）P. 4）

<sup>3</sup> 各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料となるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。（「大学機関別認証評価大学評価基準（平成 26 年度実施分）」より）

### 【評価結果】（平成 26 年度公表）

平成 23 年度に実施された学生生活実態調査における学生の学修時間の把握の結果によれば、1 週間の授業以外の勉強時間の平均が「1 時間未満」が 30%、「1 時間以上 5 時間未満」が 48%、「5 時間以上 10 時間未満」が 10%、「10 時間以上 20 時間未満」が 7%、「20 時間以上」が 4%となっている。この結果を受けて、平成 25 年度から、シラバスに「授業時間外の課題等」の欄を設け、学生の主体的な学修を促しているが、その効果についてはまだ検証されていない。（評価報告書 p.23）

### 【評価結果に基づく改善策】

本学のファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会では、学生による授業評価アンケートを毎年度実施しており、学生の授業時間外の学修に関する設問として「この授業内容を発展させるため、授業中以外の時間に努力をしましたか」を設けている。

今後、学生の授業時間外の学修時間に関する把握及びその効果について、FD委員会及び教務委員会等で事実を確認し、修学指導等に役立てる。

### 【改善策の取組状況】

FD委員会では、学生による授業評価アンケートを毎年度実施し、各授業科目における学生自身の取り組みについての設問のうち、学生の授業時間外の学修に関して「この授業内容を発展させるため、授業中以外の時間に努力をしましたか」という設問により調査している。

この設問に対する平成 23 年度～27 年度の過去 5 年間の各集計結果は、5 段階評価の平均値で、学部学生は 3.63、3.71、3.85、3.99、4.04 であった（資料 2-(1)-A）。このうち、シラバスに「授業時間外の課題等」の欄を設ける前の平成 24 年度と、当該欄を設けた平成 25 年度を比較すると、平均値は 3.71 から 3.85 に 0.14 ポイント上昇しており、その後も水準が向上していることから、学生の主体的な学修を促す効果があったと考えられる。

### （資料 2-(1)-A）学生による授業評価アンケート設問「授業中以外の時間に努力したか」への 5 段階評価平均値

H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H24 と H25 の比較
3.63	3.71	3.85	3.99	4.04	+0.14

（出典 学生による授業評価アンケート）

実際の学修時間については、平成 26 年度に実施した学生生活実態調査では、学部学生の 1 日の授業以外の学修時間の平均は「1 時間未満」が 15%、「1 時間以上 5 時間未満」が 74%、「5 時間以上 10 時間未満」が 7%、「10 時間以上 20 時間未満」が 1%、「20 時間以上」が 0%となっている（資料 2-(1)-B～C）。平成 23 年度に実施した前回調査では 1 週間の授業以外の学修時間の平均を尋ねているため、単純な比較はできないものの、前回から大きく増加していることから、単位の実質化の推進に向けて、授業時間外の学修時間の状況が改善していると考えられる。

### （資料 2-(1)-B） 学生生活実態調査報告書 第 5 回（平成 23 年度）（抜粋）

学生生活実態調査 第5回（平成23年度）

- ・調査期間 平成23年12月5日～12月22日，平成24年1月17日～1月30日
- ・回答状況 学部学生対象者682人，回答数405人，回答率59.4%

Q10 1週間の授業（演習、実験・実習・実技、各種セミナーを含む。）以外の勉強時間は、平均、何時間ですか。

区分	比率
1時間未満	29%
1時間以上5時間未満	48%
5時間以上10時間未満	10%
10時間以上20時間未満	7%
20時間以上	4%
無回答	1%

（出典 学生生活実態調査報告書 第5回（平成23年度））

（資料2－（1）－C）学生生活実態調査報告書 第6回（平成26年度）（抜粋）

学生生活実態調査 第6回（平成26年度）

- ・調査期間 平成26年12月5日～12月22日
- ・回答状況 学部学生対象者678人，回答数450人，回答率66.4%

Q8 授業以外に行っている学習時間は1日平均何時間ですか。

区分	比率
1時間未満	15%
1時間以上5時間未満	74%
5時間以上10時間未満	7%
10時間以上20時間未満	1%
20時間以上	0%
無回答	3%

（出典 学生生活実態調査報告書 第6回（平成26年度））

【改善策の取組状況における自己点検・評価】

単位の実質化への配慮に関する本学の取組に対して、評価結果においては、平成25年度にシラバスに「授業時間外の課題等」の欄を設け、学生の主体的な学修を促したことへの検証が行われていないことについての指摘を受けた。

学生の主体的な学修につながったことの検証として、学生による授業評価アンケートの「この授業内容を発展させるため、授業中以外の時間に努力をしましたか」という設問に対する5段階評価の平均値が平成25年度以降継続して向上していることを確認しているほか、平成23年度及び平成26年度に実施した学生生活実態調査における授業外の学修時間に関する設問の結果の比較から、実際の学修時間に



についても増加していることを確認している。

以上のことから、単位の実質化への配慮について改善がなされていると判断する。

## 改善策の取組状況（２）

### 【評価基準】

（学士課程）

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）<sup>4</sup>が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

### 【基本的な観点】

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

### 【認証評価自己評価書の記述（観点到に係る状況）】（平成26年6月時点）

成績評価基準については、学則第43条及び履修規程第14条において定めており、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階評価とし、C以上を合格とし、単位を認定している（資料5-3-②-A～B）。成績評価基準は、履修の手引に記載し、新入生ガイダンスの際に説明するとともに、本学ウェブサイトにも掲載している。また、学生の学習意欲向上に資するため、平成21年度からGPA制度<sup>5</sup>（別添資料5-3-②-1）を導入しており、学生は学務情報システムを通じてGPAを確認できるようにしている。

本学では、各学年及び卒業時における到達目標及び確認指標を示す「上越教育大学スタンダード」を作成している。「上越教育大学スタンダード」は、「Ⅰ教員として求められる使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項」、「Ⅱ教員として求められる社会性や対人関係能力に関する事項」、「Ⅲ教員として求められる幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項」、「Ⅳ教員として求められる教科等の指導力に関する事項」の4つの事項と各事項に示されている4つの到達目標から構成されている（別添Web資料5-2-③-1（前掲））。また、「上越教育大学スタンダード」と各授業科目との関連づけを行っており、当該科目の修得がどの到達目標に該当するのかをシラバスで明示している。さらに、「上越教育大学スタンダード」を踏まえ、学生が各学年及び卒業までに修得すべき到達目標、身につけるべき能力を明確にするため、平成20年度には「教育実習ルーブリック」を、平成22年度には「上越教育大学スタンダードに準拠させて設定した教科のルーブリック及び知識・理解・技能等」を、平成24年度には「上越教

<sup>4</sup> 学位授与に関する基本的な考え方について、各大学が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたもの。この方針において、卒業（修了）生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業（修了）生を採用する際の参考となる。（「大学機関別認証評価大学評価基準（平成26年度実施分）」より）

<sup>5</sup> 学生の成績評価については、各設置基準において、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価の基準を予め明示するとともに、当該基準に則して適切に評価を実施することが要求されている。GPA制度は、客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、一般に授業科目ごとに5段階（例えばA、B、C、D及びF）で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度。

育大学スタンダードに準拠させて設定した教職科目のルーブリック及び知識・理解・技能等」を作成している。

成績評価の方法については、成績の評価方法及び修学指導等に関する取扱いで、「小テスト及び定期試験、課題レポート、発表、討論、提出作品、授業への参加態度、予習・復習等の自主的学修態度、出席状況等、可能な限り、多様な要素を組み合わせて行うものとする」としており(資料5-3-②-C)、シラバスの「成績の評価方法」で明示している。本学では、授業の目的や内容等に応じた成績評価の方法を実施しており、小テスト、定期試験、レポートの結果等を総合的に判断して成績評価を実施している(別添資料5-3-②-2)。

#### (資料5-3-②-A) 上越教育大学学則

(成績の評価)

**第43条** 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表わし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(出典 上越教育大学学則)

#### (資料5-3-②-B) 上越教育学校教育学部履修規程

(成績の評価)

**第14条** 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、100点満点中90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB及び60点以上70点未満をCとして合格とし、60点未満をDとし、不合格とする。

2 再試験により合格となったときの成績は、Cとする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

(出典 上越教育大学学校教育学部履修規程)

#### (資料5-3-②-C) 上越教育大学の成績の評価方法及び修学指導等に関する取扱い(抜粋)

(成績の評価方法等)

**第4条** 成績の評価は、各授業科目の教育目標に対する学生の到達度を見るため、講義、演習、実験、実習及び実技等の授業形態に応じた適切な評価方法及び評価基準に基づき行うものとする。

**2** 成績の評価は、学期の途中においても適宜行うものとし、その結果を学生に明示することにより、教育目標への到達度を高められるよう配慮しなければならない。

**3** 成績の評価方法は、小テスト及び定期試験、課題レポート、発表、討論、提出作品、授業への参加態度、予習・復習等の自主的学修態度、出席状況等、可能な限り、多様な要素を組み合わせて行うものとする。

**4** 学生の選択の余地がないクラス又はグループ指定等を行う同一の授業科目については、当該科目の評価方法及び評価基準を統一しなければならない。

(出典 上越教育大学の成績の評価方法及び修学指導等に関する取扱い)

### 【評価結果】（平成 26 年度公表）

成績評価の方法は、「成績の評価方法及び修学指導等に関する取扱い」を定め、その中で、「小テスト及び定期試験、課題レポート、発表、討論、提出作品、授業への参加態度、予習・復習等の自主的学修態度、出席状況等、可能な限り、多様な要素を組み合わせて行うものとする」として、シラバスの「成績の評価方法」に明示されているが、実態としては、必ずしもこれら多様な要素が反映されているとはいえない評価方法もシラバスには見られる。（評価報告書 p. 25）

### 【評価結果に基づく改善策】

教務委員会において、毎年度、各授業担当教員にシラバスの記載内容の自己点検を依頼しており、点検結果を同委員会において報告するとともに、シラバスの記載が不相当である場合は、授業担当教員に対し、再点検を依頼している。

また、成績評価の方法について、出席のみによって加点評価しないよう特に留意することを依頼する。

### 【改善策の取組状況】

シラバスの記載内容の充実に向けて、教務委員会から各授業担当教員に対して、シラバスの記載内容の自己点検を依頼している。自己点検の内容としては、「授業の到達目標・テーマ」、「授業の概要」等のシラバスの記載項目ごとに、「授業の到達目標・テーマが明確に記載されているか。」や「授業の概要が明確に記載されているか。」等の確認事項を設定した上で、担当授業科目のシラバスがこれらの要件を満たしているかどうかの確認を各教員に求める形式としている。この中でシラバスの「成績評価の方法」についても確認事項を設け、多様な要素を組み合わせた評価方法を記載したシラバスとなるよう、点検を求めている。点検結果は「点検結果報告書」（別添資料 5-3-②-(1)）としてまとめ、教務委員会に報告するとともに、各教員へフィードバックしており、点検結果において不相当となっていた教員に対しては、改善に向けた再点検を依頼している。

平成 27 年度から、成績評価の方法については出席のみによって加点評価しないように特に留意するよう依頼した（別添資料 5-3-②-(2)）。

また、シラバス作成に関する規定の整備として、平成 28 年度に新たに「シラバス作成要領」（別添資料 5-3-②-(3)）を制定した。この中で、シラバスの主な項目に係る記載内容の書き方について、作成時の観点や留意点を具体的に示している。

こうした取組により、適切な成績評価、単位認定につながるよう、シラバスの記載内容の整備、充実を進めている。

### 【改善策の取組状況における自己点検・評価】

成績評価、単位認定の適切な実施に関する本学の取組に対して、評価結果においては、多様な成績評価の方法を組み合わせた成績評価を行うことを取扱いとして明示しているにも関わらず、シラバスの中にはこの取扱いが必ずしも反映されていない例が見られることについての指摘を受けた。

シラバスの記載内容の充実に向けては、教務委員会から各授業担当教員に対して、シラバスの記載内容の自己点検を依頼し、点検結果において不相当となっていた教員に対しては、改善に向けた再点検を依頼している。また、平成 27 年度から、成績評価の方法については出席のみによって加点評価しないように特に留意するよう依頼しているほか、シラバス作成に関する規定の整備として、平成 28 年度に

新たに「シラバス作成要領」を制定している。

以上のことから、成績評価、単位認定の適切な実施について改善がなされていると判断する。

### **改善策の取組状況（３）**

#### **【評価基準】**

（学士課程）

５－３ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

（大学院課程）

５－６ 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

#### **【基本的な観点】**

５－３－③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

５－６－③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

#### **【認証評価自己評価書の記述（観点到に係る状況）】（平成26年6月時点）**

##### **[ 5－3－③ ]**

成績評価の方法をあらかじめシラバスに明示し、それに基づいて成績評価を行っている。また、成績の評価方法及び修学指導等に関する取扱い（資料5－3－②－C（前掲））で、「学生の選択の余地がないクラス又はグループ指定等を行う同一の授業科目については、当該科目の評価方法及び評価基準を統一しなければならない」としており、「人間教育学セミナー（教職の意義）」や「教職実践演習」等において、評価基準を策定し、成績評価を行っている（別添資料5－3－③－1～2）。

教育実習科目では、「教育実習ルーブリック」に基づき、科目ごとの評価方法を策定しており、最終的に教育実習委員会において成績評価を決定している（別添資料5－3－③－3）。

このほかの取組として、学生が成績評価に疑義がある場合は、授業担当教員に直接申し出るほか、教育支援課に相談窓口を設置しており、学生に周知している（別添資料5－3－③－4）。

##### **[ 5－6－③ ]**

成績評価の方法をあらかじめシラバスに明示し、学生への周知を図り、それに基づいて成績評価を行っている。

修士課程では、「実践場面分析演習」について、コース（科目群）会議で評価を行い、専門職学位課程では、臨床共通科目について、共通の基準で評価を行うなど、客観性、厳格性を担保するための組織的な措置を講じている。

また、学生が成績評価に疑義がある場合は、授業担当教員に直接申し出るほか、教育支援課に相談窓口を設置しており、学生に周知している（別添資料5－3－③－4（前掲））。

### 【評価結果】（平成 26 年度公表）

学生が成績評価に異議がある場合は、授業担当教員に直接申し出るほか、教育支援課に相談窓口を設置しており、学生への周知を図っている。こうした対応について、明確に制度化されてはならず、また具体的な申立件数等も把握されてはいないが、実態としては機能している。（評価報告書 p.25、p.31）

### 【評価結果に基づく改善策】

成績に関する相談窓口については、平成 27 年度入学者に配付する「履修の手引」から新たに掲載し、周知する。

また、成績評価に対する異議申立てに関する規則を関係委員会で審議・決定し、教育支援課において申立件数及び内容を記録するとともに、教務委員会に報告し、異議申立て状況の情報共有を図る。

### 【改善策の取組状況】

成績に関する相談窓口については、従来から学内の掲示板に文書を掲示し周知しているが、学生へのより一層の周知を図るため、平成 27 年度入学者に配付する「履修の手引」（学部学生用、大学院学生用）から、掲載内容に成績相談窓口に関する説明を追加した（資料 2-(3)-A）。

### （資料 2-(3)-A）平成 27 年度入学者用「履修の手引」（学校教育学部）

#### 6. 試験，成績評価

（中略）

##### (7) 成績評価に関する相談

学生の修学にあたってのサポートを行うために、成績評価に関する相談窓口を置いています。

窓口場所：教育支援課窓口（電話 025-521-3275）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）8時30分～17時15分

（出典 平成 27 年度入学者用「履修の手引」（学校教育学部））

成績評価に対する異議申立てについては、平成 27 年度に新たに「成績評価に対する異議申立てに関する取扱細則」を定め、制度化した（別添資料 5-3-③-(1)）。この中では、「授業科目担当教員は、成績発表後、一定期間を設けて学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付けるとともに、これに真摯に対応する」ことや、「学生は、（中略）授業科目担当教員の説明では解決が得られなかったときは、教務委員会に対し成績評価に関する異議申立てをすることができる」ことを規定し、学生が成績評価に対する異議申立てをしようとする場合の手続き及び申立ての取扱い等を明確にした。

平成 28 年度における成績評価に対する異議申立て申請の受付状況としては、前期は 1 科目に対して計 23 名から、後期は 1 科目に対して 1 名から申請があり、規定に基づき対応している。

また、平成 28 年度には、成績評価基準や評価手続きについて検討を行い、「学校教育学部履修規程」、「大学院学校教育研究科履修規程」、「学位論文等取扱細則」の一部改正を行った。これにより、厳格な成績評価の実施に向けて、試験の実施及び成績の評価等に関する規定の公開性を高めた。

さらに、これらの成績評価に対する異議申立て制度の運用状況を踏まえ、シラバス作成に関する規定

を整備するため、平成 28 年度に新たに「シラバス作成要領」（別添資料 5－3－②－（1）（前掲））を制定し、成績評価の客観性、厳格性のより一層の向上に取り組んでいる。

#### 【改善策の取組状況における自己点検・評価】

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置に関する本学の取組に対して、評価結果においては、学生が成績評価に異議がある場合の対応が明確に制度化されていないことについての指摘を受けた。

成績評価に対する異議申立てについては、平成 27 年度に新たに「成績評価に対する異議申立てに関する取扱細則」を定めて制度化している。また、平成 28 年度には「学校教育学部履修規程」等を改正し、厳格な成績評価の実施に向けて、試験の実施及び成績の評価等に関する規定の公開性を高めたほか、成績評価に対する異議申立て制度の運用状況を踏まえてシラバス作成に関する規定を整備するため、平成 28 年度に新たに「シラバス作成要領」を制定している。

以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置について改善がなされていると判断する。

### 3 平成 27 年度教職大学院認証評価結果を受けた改善状況

認証評価機関：一般財団法人教員養成評価機構

評価基準：教職大学院評価基準

※以下の文章中で使われている本学の教育活動に関する用語等については、各ページの下部に用語の解説を記載している。

#### 改善策の取組状況（1）

##### 【評価基準】

基準領域 3 教育の課程と方法

基準 3-1 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

##### 【認証評価自己評価書の記述（基準に係る状況）】（平成 27 年 6 月時点）

本学教職大学院では、「教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教職活動の一連のプロセスを高度にマネジメントしつつ教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての初等中等教育教員を養成すること」を目的に、「臨床力」と「協働力」を持って教育実践を展開し、高度化する活動を通して、複雑な教育現場の状況を即時に判断し、対応する「即応力」を備えた教員を養成するために配慮した教育課程を編成している。

また、「新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の養成」並びに「スクールリーダーの養成」という 2 つの目的・機能を十全に果たすため、次の 2 点に配慮した教育課程を編成している。第 1 に、スクールリーダーの養成と新人教員の養成という 2 つの目的・機能を相補的に果たすことをねらいとし、「学校支援プロジェクト」を設けており、現職教員学生と学部卒学生の両方がチームを組むことにより、協働的な学びを実現し、「協働力」を身に付けられるように配慮している。第 2 に、スクールリーダーの養成という観点から、学校運営リーダーコースを置き、それに対応したプロフェッショナル科目を開設している。

本学教職大学院の教育課程は、大きく分けて、すべての学生が共通的に履修する「臨床共通科目」、各コースにより選択される「コース別選択科目」、連携協力校などで行う「実習科目」で構成している（資料 3-1-A）。

#### （1）「臨床共通科目」

教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付けるために開設している。5 つの領域に開設する授業科目では、「即応力」の構成要素の一つである「臨床力」を高めるために必要とされる理論的・実践的知識を体系的に学ぶことを通して、臨床力の基礎を身に付ける。対象となる問題に関わる「人・物・事」を、臨床の場において長期間にわたって、記録・分析するための学術的知見や方法論などを学ぶものである。

#### （2）「コース別選択科目」

深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味付け、教員としての的確に判断する力量を身に付けるために開設している。学校教育における問題分野に対応した授業科目群として「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を各コース別に開設しており、それらを履修することで、臨床共通科目により培った臨床力の基礎の上に、更なる専門性を身に付けることを可能としており、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成をねらいとしている。

「学校支援プロジェクト科目」は、「臨床力」を持った高度専門職業人の育成を実現するために、長期にわたって臨床場に入り込んで一定の課題を持った活動を行い、その課題への取り組みを通して、そこで生じている現象を記録・分析しつつ、問題の核心をついた対処の方向性を示す訓練を行うための科目群である。

「プロフェッショナル科目」は、各学生が所属するコースに特化した専門的内容について、教育実践の中での問題を的確に把握し、問題を深く掘り下げる多様な探求の方法を実践的に身に付けるために、既にある臨床的な研究に学ぶとともに、実際上の分析を協同的に進めるための科目群である。

### (3) 「実習科目」

教育現場の状況を的確に把握し、ほかの人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身に付けるために開設している。「臨床共通科目」及び「コース別選択科目」において修得する内容と関連付けながら、教科指導、生徒指導、学級経営等を長期間にわたり経験することにより、学校現場の抱える課題に主体的に取り組むことのできる資質能力を培う。

#### 資料3-1-A 専門職学位課程の修了要件区分、単位数一覧表

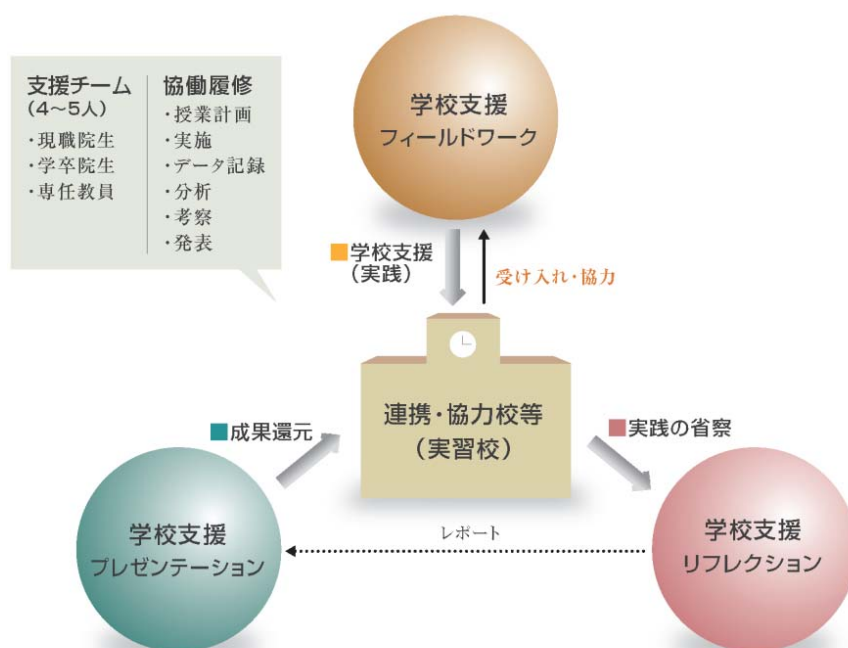
区分	授業科目の領域		単位	摘要
臨床共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目		20	全コース共通とし、必修科目5科目20単位を修得するものとする。
	教科等の実践的な指導方法に関する科目			
	生徒指導及び教育相談に関する科目			
	学級経営及び学校経営に関する科目			
	学校教育と教員の在り方に関する科目			
コース別選択科目	学校支援プロジェクト科目	学校支援リフレクション	16	所属するコースに開設される「学校支援リフレクション2科目8単位」と「学校支援プレゼンテーション2科目2単位」を含み、計16単位以上を修得するものとする。
		学校支援プレゼンテーション		
	プロフェッショナル科目			
実習科目	学校支援フィールドワーク		10	全コース共通とし、2科目10単位を修得するものとする。 ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有している等の条件を満たす者については、申請に基づき、6単位相当を免除することができる。
計			46	

(出典：平成27年度入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科) p.22)



本学教職大学院の教育課程の特徴である「学校支援プロジェクト」は、実習科目「学校支援フィールドワーク」（体験による学び）を、コース別選択科目の「学校支援リフレクション」（体験を反省的に位置付ける学び）と「学校支援プレゼンテーション」（体験によって得たことを人に伝える学び）と合わせて履修することで構成されている。「学校支援プロジェクト」は、体験による学び、体験を反省的に位置付ける学び、体験によって得たことを人に伝える学び、という臨床場をめぐる3つの学びによって、「即応力」を高めていくとともに、臨床場からのデータを臨床場に還元するサイクルを形成することを意図している。また、スクールリーダーの養成と新任教員の養成という2つの目的・機能を相補的に果たすことをねらい、現職教員学生と学部卒学生の両方がチームを組むことで、協働的な学びを実現し、「協働力」を身に付けられるようにしている。「学校支援プロジェクト」は、本学教職大学院のカリキュラムの中核であり、実践、省察、還元という一連の活動を有機的に関連付け、理論と実践の往還を通して高度な実践的問題解決能力・開発能力を身に付けるものである（資料3-1-B）。

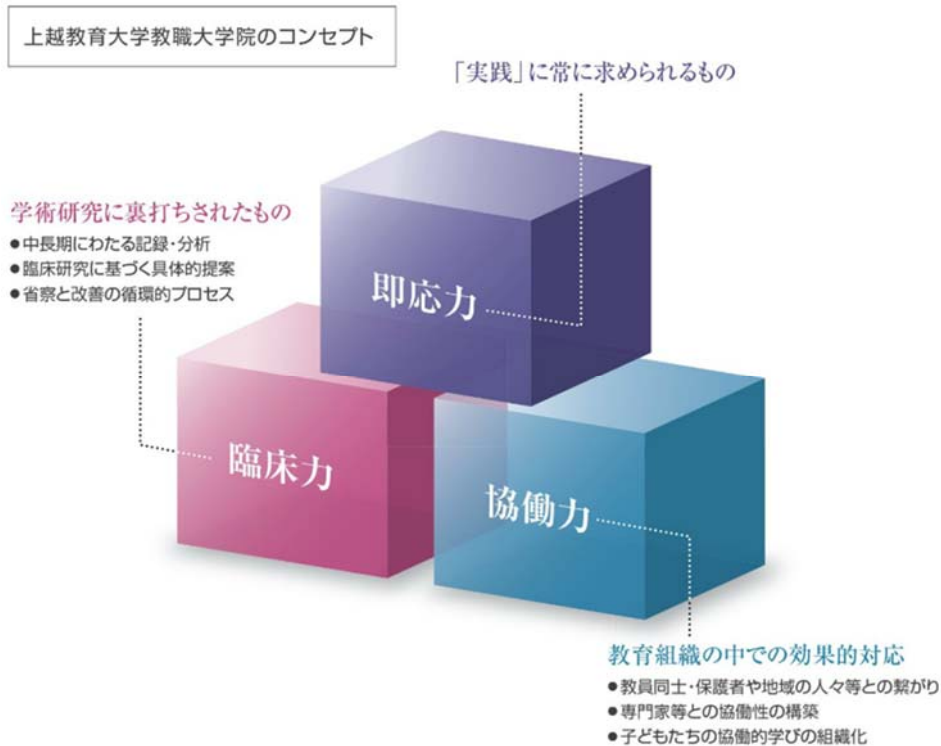
### 資料3-1-B 学校支援プロジェクト概念図



(出典：平成28年度上越教育大学教職大学院案内 p. 11)

前期に設定した「臨床共通科目」で教職に求められる専門的力量的基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付け、同じく前期に設定したコース別の「プロフェッショナル科目」で特定の分野に関する実践力・探求力を高め、後期は「学校支援プロジェクト」に専念する（別添資料3-1-①～③）。このような体系的な教育課程編成により、「臨床力」、「協働力」に支えられた「即応力」の育成を目指している（資料3-1-C）。

資料 3-1-C 上越教育大学教職大学院のコンセプト



(出典：平成 28 年度上越教育大学教職大学院案内 p. 5)

【評価結果】（平成 27 年度公表）

実践的教育という点では多大な工夫がされているが、それに比べ、理論的な教育の観点については訪問調査においても十分な確証が得られなかった。

「教職大学院における 2 年間の学び」のフローチャートが教職大学院のパンフレットにわかりやすく示されているが、さらに、オールラウンドな実践力を育成する「臨床共通科目」と「コース別選択科目」に配置された「プロフェッショナル科目」と「学校支援フィールドワーク」がどのように体系化されているか、それぞれのコースに対応した履修モデル、カリキュラムツリーなどを用いてより体系的に示すことを検討されたい。（認証評価結果 p. 3）

【評価結果に基づく改善策】

- ① 「臨床共通科目」、コース別選択科目である「学校支援プロジェクト科目（学校支援リフレクション・学校支援プレゼンテーション）」と「学校支援フィールドワーク」がどのように体系化されているかをそれぞれのコースに対応した履修モデル、カリキュラムツリーとして構造化し、明確にするとともに、学術的知見や方法論と実習（実践）との相互発展的な関係性の共有を図る。
- ② リフレクション<sup>6</sup>の充実

<sup>6</sup> 本文中では、「教育経営リフレクション」等の「学校支援リフレクション科目」において実施する、実習における諸活動の省察・評価のことを「リフレクション」と総称している。

- 1) 学術研究の裏付けを基にした学校課題解決の取組
  - 2) 全体リフレクション（専任教員及び学生が一堂に会して行うリフレクション（年2回開催））、複数チームの協働による検討の推奨
  - 3) 個人研究による追究の奨励
- ③学修成果報告書（個人研究）の位置付けを検討する。

## 【改善策の取組状況】

- ①「臨床共通科目」、コース別選択科目である「学校支援プロジェクト科目（学校支援リフレクション・学校支援プレゼンテーション）」と「学校支援フィールドワーク」がどのように体系化されているかをそれぞれのコースに対応した履修モデル、カリキュラムツリーとして構造化し、明確にするとともに、学術的知見や方法論と実習（実践）との相互発展的な関係性の共有を図る。

教職大学院の科目の体系性について、「上越教育大学教職大学院カリキュラムツリー」（別添資料3-1-1(1)）を作成して構造化した。カリキュラムツリーは、「平成30年度上越教育大学教職大学院案内」（入学者募集用パンフレット）に掲載し、入学希望者に向けてカリキュラムの体系を明示した。

### ②リフレクションの充実

#### 1) 学術研究の裏付けを基にした学校課題解決の取組

平成28年度より、従来の教育実践リーダーコースを教育臨床コースに、学校運営リーダーコースを教育経営コースに変更するのに合わせて、理論と実践の往還のさらなる充実に向けたプロフェッショナル科目の見直しを行い、科目の種類及び内容の充実を図るとともに、リフレクションとの関連付けを強化した。

具体的には、教育経営コースのプロフェッショナル科目において、既存の科目の改廃を含めて15科目を新設したほか、前期に開講する授業科目「教育経営の理論と実際」や「教育経営総合演習」を実質的に必修扱いとし、その充実を図ることで、後期に受講する「教育経営リフレクション<sup>7</sup>」の内容について、実践の観点からも、経営の観点からも、理論と実践の往還が可能となるようにするなど、経営の特色を生かした大規模な改善を図った。

リフレクション全体としては、実習科目「学校支援フィールドワーク」の準備段階から、その成果のまとめまで、大学におけるリフレクションのほか、連携協力校の学校教員を含めた実習先におけるリフレクションをさらに充実させるなど、理論と実践の往還の機会を逃さないよう具体的な取組の拡充を図っており、それが学校支援プロジェクトの特色の一つとなっている。

#### 2) 全体リフレクション、複数チームの協働による検討の推奨

学校支援プロジェクトの主体である学生からの声や、教員と学生との間の協議の内容も生かし、全体リフレクションの時期と内容についての理解の徹底を図りながら、その充実と改善に努めている。

具体的には、指導を担当する各アドバイザー（専任教員）の下に複数編成されるチーム単位での

<sup>7</sup> 「教育経営リフレクションⅠ」（1年次）：連携協力校等の実態把握をもとに、フィールドワークの課題（教科学習、特別活動、生徒指導・進路指導、教育経営）を設定する。次に、連携協力校等の教育課題に対する支援案を作成し、支援案に基づいた実践（学校支援フィールドワーク）を分析する。経営的視点からの改善策を立案・実施・分析・修正を繰り返す中で、適切な対処の方向性を立案する力を確かにする。

リフレクションのほかに、アドバイザーごとに全てのチームによる合同のリフレクションを実施し、より効果的な課題解決への実践的、理論的なアプローチの充実を図っている。

また、学生に対しては、内容に応じて適宜、自身の所属するアドバイザー以外の教員に専門分野に関する相談を求めたり、共同ゼミの形によるリフレクションを行ったりすることを奨励し、各自が実践している。

### 3) 個人研究による追究の奨励

各チームによる学校支援プロジェクトの取組や成果等を連携協力校の関係者等に向けて発表する場である「学校支援プロジェクトセミナー」（例年2月開催）とは別に、大学院2年次学生を対象とした個人研究の発表の場として「学修成果発表会」を開催している。現職教員学生は2年次の前期を中心に、また、学部新卒学生については、後期に学校支援プロジェクトの連携協力校において、チームのテーマによる「学校支援フィールドワーク」とは別に、個人の研究テーマによる探究活動（個人研究）を行うことが標準的となっている。

「学修成果発表会」のほかに、個人研究の発表の場として、学会や研究会等における口頭発表や、論文の投稿、書籍の執筆などを行う学生が多く見られ、積極的に奨励している。

今後は、特に教育経営コースにおける「教育経営総合演習」の学びを生かし、様々な形で個人研究の成果に関する発表を行う学生が増えることが期待できる。

#### ③学修成果報告書（個人研究）の位置付けを検討する。

個人研究を行った学生が、修了時に提出する「学修成果報告書」の位置付け及び取扱い等について検討し、以下のとおり整理した。

##### <趣旨・目的>

理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程の結果としての学生の学修の最終確認の資料としての「学修成果報告書」に個人研究等の成果物を位置づける。このことによって、学修成果を特に理論的な教育の観点から、より顕在的に評価するとともに、教員間の、そして学生との共通理解を図り、理論的教育と実践的教育の融合を意識した教育をより一層推進する。

##### <具体的内容・方法>

- (a) 「学修成果発表会」を学修成果の総合的な審査をする際に参考にする口頭発表の場として明確に位置づける。
- (b) そして、本学教職大学院のコンセプトである3つの力（即応力、臨床力、協働力）を念頭に置き、特にディプロマ・ポリシーに照らして、そこに示された能力と条件を満たしているかの最終確認をする。
- (c) そのため、学修成果報告書を提出する際、「学術・実践研究等をまとめた資料（エビデンスとなるデータや理論的裏付けとなる参考文献が明記されたもの。協働研究の場合には、自分の役割や担当が明記されたもの。）」（以下、『学術・実践研究レポート』という。）を同報告書の参考資料の1つとして綴じて提出する。
- (d) 「学修成果発表会」は、学修成果報告書を提出する際に資料として提出した、『学術・実践研究レポート』を发表資料として事前に配布し、これを主な内容として行う。
- (e) 審査は、従来通り、アドバイザーを主査とし、その他2名の副査によって行う。ただし、副査は主査が専門性に配慮して決めることを原則とする。
- (f) 『学術・実践研究レポート』の書式や配布方法等については、別に定める。

### 【改善策の取組状況における自己点検・評価】

理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程の編成に関する本学の取組に対して、評価結果においては、理論的な教育の観点について十分な確証が得られなかったとの指摘を受けた。

教職大学院の科目の体系性について、新たに「上越教育大学教職大学院カリキュラムツリー」を作成して構造化するとともに、カリキュラムツリーを「平成 30 年度上越教育大学教職大学院案内」に掲載し、入学希望者に向けて明示している。また、コースの変更に際して、教育経営コースのプロフェッショナル科目において改廃を含めた科目の新設を実施しているほか、個人研究の発表の場として「学修成果発表会」を開催し個人の研究テーマによる探究活動（個人研究）を行うことを奨励し、理論的な教育の充実に取り組んでいる。さらに、複数チームの協働によるリフレクションの推奨や、連携協力校の学校教員を含めた実習先におけるリフレクションの実施など、理論と実践の往還に向けてリフレクションの充実に取り組んでいる。

以上のことから、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程の編成について改善がなされていると判断する。

### 改善策の取組状況（2）

#### 【評価基準】

基準領域 3 教育の課程と方法

基準 3 - 3 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

#### 【認証評価自己評価書の記述（基準に係る状況）】（平成 27 年 6 月時点）

本学教職大学院では、現職教員学生、学部卒学生、それぞれの特性・目的に配慮し、以下に示すような実習を連携協力校等との連携体制のもとに実施している。

#### <実習の目的と内容>

「学校支援プロジェクト」では、教育現場の実態に応じた支援活動を行い、「即応力」の中核となる「臨床力」と「協働力」を育成することを目的としている。支援活動では、学級経営、生徒指導、教育課程経営をはじめとする学校の教育活動や、管理運営をはじめとする組織運営全体について総合的に体験することで、実践的指導力を育成する。さらに、前期に実施される「臨床共通科目」及び「プロフェッショナル科目」との連携を図り、個々の大学院学生の関心と関連付けて「課題」を設け、その解決に当たることで「臨床力」を育成する。

後期に実施される「学校支援フィールドワーク」では、実習担当教員であるアドバイザー（専任教員）を中心に、支援チームとしての全体計画を策定している（資料 3 - 3 - A）。その上で、個々の学生が担当学級や役割等を分担し、連携協力校等の教職員とも協働して 3 ～ 4 か月をかけてフィールドワークを実施する。

また、「学校支援フィールドワーク」では、各学生が学校支援フィールドワーク計画書を作成しており、計画書には、教育課程、教科指導、進路指導をはじめ、学校の教育活動全体について総合的にかかわる活動となるように、それぞれの欄が設けられている。また、「学校支援リフレクション」においても、中核的なテーマに沿った側面だけではなく、計画書に記載された学校の教育活動全体についての総

合的な体験を省察する機会が設けられており、学校支援フィールドワーク報告書に記載するように定められている。

### 資料 3-3-A 実習の時期及び計画

#### ■ 実習の時期及び計画

<b>実習の時期</b>	9月から12月を基本とします。学校支援プロジェクトのテーマや連携協力校等の実態に応じ、1ヶ月以上連続して活動する場合(集中型)や週1~3日を数ヶ月にわたって活動する場合(分散型)などが考えられます。
<b>実習の計画</b>	
4月	オリエンテーション(学校支援プロジェクトの趣旨、運営方法の説明)
5月	関心のあるプロジェクトを選択する
6月	実習担当教員・支援チームを決定する
7月	支援チームごとに学校訪問し、実態や具体的課題を把握する
8月~9月	支援チームごとに学校との連絡調整をしながら、支援内容を打ち合わせる

(出典：平成 28 年度上越教育大学教職大学院案内 p. 14)

「学校支援プロジェクト」では、長期にわたって教科指導や生徒指導、学級経営、学校経営等の課題に対して、「学校支援リフレクション」を基に、学生自ら企画・立案した解決策を「学校支援プレゼンテーション」で提案したり、「学校支援フィールドワーク」の一環として実践したりしている。この実践や参与観察を通して新たに明らかになった課題等についても、同様に対応している。これにより、学生が学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質・能力を養っている。

本学教職大学院においては、現職教員学生も連携協力校でフィールドワークを行うこととなっているが、現職教員学生が現任校で実習を行う場合は、アドバイザーが、その連携協力校へ出向き、学校課題の解決に向けて協働で取り組んでいる。また、実習後の大学での「学校支援リフレクション」も確保している。

#### <連携協力校との連携体制>

「学校支援プロジェクト」の連携協力校として、上越市及び妙高市の小・中学校、本学附属小・中学校、上越市及び妙高市教育委員会、国立妙高青少年自然の家合計 97 施設から承諾を得ており、実際にフィールドワークを行う際には、受け入れ側（以下「実習校等」という。）の担当者を決定し、事前に打合せを行い、計画を立案して実習に臨むシステムになっている。

上越市及び妙高市教育委員会の担当者並びに両市校長会の実習担当校長を加えた「学校支援プロジェクト連絡会」（別添資料 3-3-①）を組織しており、本学教職大学院の実習の具体的な運営を行う教育実習委員会学校支援プロジェクト専門部会等と連携し、計画及び実施体制並びに実施状況の評価を行っている。平成 22 年度からは新潟県全域の公立学校が連携協力校となることのできる承諾を新潟県及び新潟市教育委員会から得るとともに、さらに広範囲の希望に応えるべく新潟県外の学校等へも連携関係を広げている。

実習校等と支援チームとのテーマの整合性については、事前に提示する「連携提案書」に記された各アドバイザー（専任教員）の支援テーマ・内容等を踏まえて、実習校等が作成・提出する「連携希望書」の内容を検討して、実習校等と支援チームの組合せを決定している。また、毎年度、「学校支援プロジ

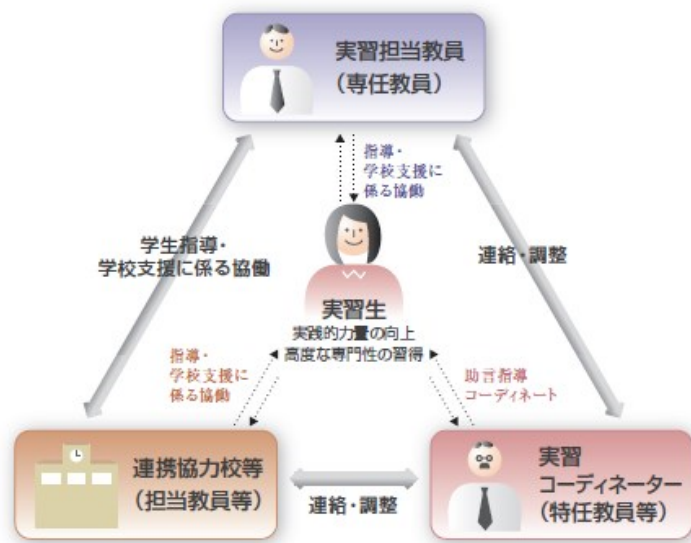


エクト」の支援チーム及び連携協力校決定の状況に即して、次年度版の「学校支援プロジェクトハンドブック」（別冊資料3-3-②）を改訂しており、学生及び連携協力校へ配付している。

さらに、学校教育実践研究センター所属の特任教員等が学生、実習担当教員であるアドバイザー（専任教員）と実習校等との間に入って、実習が円滑に行われるようコーディネートしている（資料3-3-B）。

### 資料3-3-B 学校支援プロジェクトにおける実習生指導体制

#### ■ 学校支援プロジェクトにおける実習生指導体制



（出典：平成28年度上越教育大学教職大学院案内 p.12）

各連携協力校に対しては、「学校支援プロジェクト」の目的及び実施方法を、前述の連携協力校との打合せで説明しているほか、上越市及び妙高市校長会で説明の機会を設けている。また、広く一般の教員等に向けての説明としては、専門職大学院のフォーラムや公開講座、学生の学修の様子を紹介する教職大学院紹介DVDの製作・配付等によって、周知に努めている。平成21年度からは、本学学校教育実践研究センターとの共同事業として「学校支援プロジェクトセミナー」（別添資料3-3-③～④）を公開開催し、「学校支援プロジェクト」についての理解と評価を得る機会としている。

連携協力校に対しては、学部の教育実習と同様、実習時間に応じた必要経費を支払うこととしている。また、支援チームの一員としてアドバイザー（専任教員）が連携協力校に出向き、学生指導や学校の要請に応じた研修会等を行っている。さらに、学校教育実践研究センター所属の特任教員等が連携協力校を訪問し、サポートを行っている。

#### <現職教員学生、学部卒学生への配慮>

「学校支援フィールドワーク」においては、現職教員学生と学部卒学生とで、到達目標が異なっている。現職教員学生については、指導的立場の教員を育成するため、連携協力校において学校の授業・教育研究を支援したり、教育実習生の実習を実習校担当教諭とチームティーチングを組みながら支援する実習を中心とし、スクールリーダーである教師としての使命感・自覚を高めるとともに、スクールリー

ダーとしての子ども理解に基づいて授業計画力、授業指導力、授業分析力を高めるものであり、フィールドワークを通して、連携協力校の学校改善を支援することを目的としている。一方、学部卒学生については、即戦力となる新人教員の養成のため、連携協力校において授業実習を中心に実習し、教師としての使命感・自覚を身に付けるとともに、子ども理解に基づいて授業計画力、授業指導力、授業分析力を培うものであり、フィールドワークを通して、連携協力校の授業改善を支援することを目的としている。学校支援フィールドワーク計画書・報告書において、現職教員学生と学部卒学生とで記載内容が分けられており、それぞれの特性に応じたフィールドワークが行えるよう配慮している。また、「協働力」を身に付けさせるため、支援チームは現職教員学生と学部卒学生との混成になるよう配慮しており、それぞれの特性が有機的にかかわることによって教育効果を上げるようになっている。

10年以上の教職経験を持つ者については、条件を満たした場合、10単位中6単位を免除する規程を設けている（資料3-3-C、別添資料3-3-⑤）。具体的には、臨床的な実践研究論文等によって、「臨床力」がすでに身に付いていると判断できる場合に単位を免除することとしており、入学年度の4月30日までに根拠資料として実践論文等5点以上を提出させ、教育実習委員会学校支援プロジェクト専門部会において、2人の審査委員による審査を経て合議の上、免除候補案を策定し、教育実習委員会、教務委員会及び教授会の議を経て決定している。なお、免除申請に先立ち、有資格者への説明の機会をもち、その趣旨と手続きについて詳細に説明している。

### 資料3-3-C 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第6条

（修了要件と履修単位の区分）

#### 第6条 略

2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき所定の46単位以上を修得しなければならない。ただし、小学校等の教員としての実務の経験を10年以上有する者等については、申請に基づき、実習科目により修得する10単位のうち6単位を免除することができる。

3 略

（出典：国立大学法人上越教育大学規則集）

#### <学校以外で行う実習>

学校以外の実習機関として、上越市及び妙高市教育委員会、国立妙高青少年自然の家が実習機関となっており、こうした施設でフィールドワークを行う際にもアドバイザー（専任教員）を中心として、施設の特性に対応する計画を策定し、実習を実施している。

#### 【評価結果】（平成27年度公表）

「学校支援フィールドワーク」が、学校現場の課題の解決に際して教員養成を共に考えるというユニークなプログラムであることは認められるものの、学校側が問題解決に現職教員学生や大学の力をあてにしている側面があり、その一方で学部新卒学生をどのように育てていくかという視点が明確に位置づけられていないように見受けられるので、今後さらに検討が望まれる。（認証評価結果 p.3）

#### 【評価結果に基づく改善策】



- ①連携協力校等への「学校支援フィールドワーク」の趣旨のさらなる浸透に向けた説明
- ②学部新卒学生の授業力向上に向けた「学校支援フィールドワーク」における授業実践

### 【改善策の取組状況】

- ①連携協力校等への「学校支援フィールドワーク」の趣旨のさらなる浸透に向けた説明

学部新卒学生については、即戦力となる新人教員として育てることを目指しており、「学校支援フィールドワーク」がそのための教育プログラムであるという趣旨について、連携協力校等へのさらなる浸透を図っていくため、各種の機会を通じた説明を継続的に実施している。

具体的には、例年4月の校長会（上越市、妙高市の小中学校校長で構成）において、学校支援フィールドワーク、学校支援プロジェクトの趣旨について説明する機会を提供してもらっている。管理職に趣旨を理解してもらうことを通じて、各学校の教員への趣旨の浸透を図っている。

また、校長会の代表者で構成される「学校支援プロジェクト連絡会」を例年6月及び12月に開催しており、学校支援フィールドワーク、学校支援プロジェクトの趣旨について説明し、共通理解を図るとともに、改善点等について協議している。特に、12月開催の連絡会では、上越、妙高市の小中学校校長会が各学校に意見聴取した結果が出されるため、その意見を基に、学生と連携協力校のそれぞれにとっての成果について協議している。

さらに、例年8月には「学校現場と教職大学院を結ぶ会」を開催し、連携協力校の校長、教頭、教員に加え、連携協力校以外の学校からも参加を得て、学校支援フィールドワークの成果と課題について協議をしている。

これらの機会が、学校支援フィールドワークの趣旨の浸透につながっている。

このほかにも、各アドバイザー（専任教員）の支援テーマ・内容等を記載した「学校支援プロジェクト連携提案書」について、平成28年度から新たに「教育臨床コースの院生の場合」「教育経営コースの院生の場合」に分けて、可能な支援内容を記述するようにした。これにより、コースによって支援内容が違ふということについても、連携協力校に理解してもらえるようにした。

- ②学部新卒学生の授業力向上に向けた「学校支援フィールドワーク」における授業実践

学部新卒学生には積極的に授業実践を行うよう促している。今後さらに授業力向上を図るため、以下の取組を行った。

- ・12月の「学校支援プロジェクト連絡会」において、翌年度（平成29年度）の「学校支援フィールドワーク」において学部新卒学生の授業実践を行うことについて依頼した。
- ・各アドバイザー（専任教員）の支援テーマ・内容等を記載した翌年度用の「学校支援プロジェクト連携提案書」には、「学校支援フィールドワーク」の中で授業実践を行うことを明記して教育委員会、各学校等に送付した。また、校長会（上越市、妙高市の小中学校校長で構成）においても説明し、協力を依頼した。
- ・「学校支援リフレクション」の中で、授業実践にかかわる指導案検討、模擬授業、授業検討等を行った。

### 【改善策の取組状況における自己点検・評価】

教職大学院にふさわしい実習の設定と適切な指導に関する本学の取組に対して、評価結果においては、学部新卒学生をどのように育てていくかという視点が明確に位置づけられていないとの指摘を受け

た。

学部新卒学生については、即戦力となる新人教員として育てることを目指しているが、「学校支援フィールドワーク」がそのための教育プログラムであるという趣旨について、上越市、妙高市の小中学校校長で構成される校長会や、校長会の代表者で構成される「学校支援プロジェクト連絡会」等の機会を通じて説明しており、管理職に趣旨を理解してもらうことを通じて、各学校の教員への趣旨の浸透を図っている。また、学部新卒学生の授業力向上に向けて、「学校支援フィールドワーク」の中で授業実践を行うことを文書の送付や校長会等の機会を通じて、教育委員会、各学校等に説明しており、学部新卒学生に授業実践を行うよう促している。さらに、「学校支援リフレクション」の中で、授業実践にかかわる指導案検討、模擬授業、授業検討等を行っている。

以上のことから、教職大学院にふさわしい実習の設定と適切な指導について改善がなされていると判断する。

### 改善策の取組状況（3）

#### 【評価基準】

基準領域 3 教育の課程と方法

基準 3-5 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

#### 【認証評価自己評価書の記述（基準に係る状況）】（平成 27 年 6 月時点）

成績評価の基準については、学則第 43 条（資料 3-5-A）及び大学院学校教育研究科履修規程第 15 条（資料 3-5-B）に規定しており、その内容は「履修の手引」及び本学ウェブサイト（別添資料 3-5-①）により、学生に周知している。また、具体的な成績評価の方法については、シラバスの「成績評価の方法」に明示し、それに基づいて成績評価を行っている。さらに、成績評価等の妥当性を担保するため、複数の教員が担当する「臨床共通科目」については、本専攻の申し合わせに基づき、共通の基準（別添資料 3-5-②）で評価を行っている。学校支援プロジェクト関連科目については、「学校支援フィールドワーク評価票」に定める評価基準（別添資料 3-5-③）に基づき評価を行っている。また、学生が成績評価に疑義がある場合は、授業担当教員に直接申し出るほか、教育支援課に相談窓口を設置しており、「履修の手引」及び掲示により、学生に周知している（資料 3-5-C、別添資料 3-5-④）。

#### 資料 3-5-A 上越教育大学学則第 43 条

（成績の評価）

**第 4 3 条** 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表わし、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

（出典：国立大学法人上越教育大学規則集）

#### 資料 3-5-B 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第 15 条

(成績の評価)

**第15条** 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、100点満点中90点以上をS、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB及び60点以上70点未満をCとして合格とし、60点未満をDとし、不合格とする。

2 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

### 資料3-5-C 成績評価に関する相談

#### 6. 試験, 成績評価

(6) 成績評価に関する相談

学生の修学にあたってのサポートを行うために、成績評価に関する相談窓口を置いています。

窓口場所：教育支援課窓口（電話 025-521-3275）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）8時30分～17時15分

(出典：平成27年度入学者用履修の手引（大学院学校教育研究科）p.10)

修了認定の基準については、学則第72条（資料3-5-D）及び大学院学校教育研究科履修規程第6条（資料3-5-E）に規定しており、その内容は「履修の手引」及び本学ウェブサイト（別添資料3-5-⑤）により、学生に周知している。

### 資料3-5-D 上越教育大学学則第72条

(課程の修了)

#### 第72条 略

2 専門職学位課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の46単位以上を修得することとする。ただし、第68条第1項に規定する長期履修学生の修了要件にかかる在学年数は、3年以上とする。

3 前項の修了の要件単位のうち、教育研究上有益と認めるときは、小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で、実習科目により修得する単位を免除することができる。

4 第1項及び第2項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

### 資料3-5-E 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第6条

(修了要件と履修単位の区分)

#### 第6条 略

2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、大学院に2年以上在学し、別表第2に規定する履修基準に基づき所定の46単位以上を修得しなければならない。ただし、小学校等の教員としての実

務の経験を10年以上有する者等については、申請に基づき、実習科目により修得する10単位のうち6単位を免除することができる。

### 3 略

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

修了認定の基となる「学修成果の総合的な審査」については、学位規則（資料3-5-F）及び専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則（資料3-5-G）に規定している。

#### 資料3-5-F 上越教育大学学位規則第12条～第14条

##### 第4章 大学院専門職学位課程

(審査)

**第12条** 研究科長は、専門職学位課程の学生の学修成果を確認するため、学修成果審査委員会を設置し、学修成果の総合的な審査（以下「学修審査」という。）を行うものとする。

2 学修成果審査委員会は、教育実践高度化専攻の専任教員（助手を除く。）のうちから主査1人（教授又は准教授に限る。）及び副査2人以上をもって組織するものとし、その委員は、教授会の議を経て、研究科長が指名する。

(審査結果の報告)

**第13条** 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を教授会に報告するものとする。

(教授会の審議)

**第14条** 教授会は、前条の審査結果報告に基づき、専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定し、その結果を学長に報告するものとする。

2 前項の議決は、教授会の構成員（出張を命じられた者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の賛成を要するものとする。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

#### 資料3-5-G 上越教育大学大学院専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則第2条～第4条

(学修成果報告書等の提出)

**第2条** 学修成果を提出しようとする者は、別記第1号様式の大学院専門職学位課程学修成果報告書（以下「学修成果報告書」という。）を修了予定年次の1月10日（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。以下期日を規定した場合において同じ。）正午までに教育支援課に提出するものとする。ただし、修業年限を超えて在学する者に係る学修成果報告書の提出については、修業年限を超えて在学する年度の7月31日正午までとすることができる。

2 学修成果報告書には、別記第2号様式の学修審査願を添えなければならない。

3 第1項の提出期限を過ぎて提出された学修成果報告書は、疾病又は事故等により特に学校教育研究科長が認めた場合を除き、受理しない。

(学修成果報告書に関する所見)

**第3条** アドバイザーは、提出された学修成果報告書に別記第3号様式の学修成果報告書に関する所見を添え、学修成果審査委員会に提出しなければならない。

(学修審査の結果報告)

**第4条** 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を別記第4号様式の学修審査結果報告書により、教授会に報告するものとする。

(出典：国立大学法人上越教育大学規則集)

修了判定の具体的な手続きについては、修了判定対象者が、修得した科目と学びの概要及び学び全体の振り返りを記載した「学修成果報告書」(別添資料3-5-⑥)をアドバイザーに提出し、アドバイザーが受理した報告書について評価し、所見を添えて研究科長(学長)に報告する。研究科長は、教授会の審議を経て学修成果審査委員会を設置する。主査1人、副査2人以上をもって組織する同委員会が、学修成果の総合的な審査を行い、その結果に基づき教授会において専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定し、評価の妥当性を担保している。

#### 【評価結果】(平成27年度公表)

上越教育大学教職大学院の核となる「学校支援プロジェクト」における評価は、「学校支援フィールドワーク評価票」が用いられているが、現職教員学生と学部新卒学生の評価票が同じである。アドバイザーが評価する際、到達目標を考慮することが訪問調査でわかったが、先に、現職教員学生と学部新卒学生がともに一つの実習のフィールドに入り、現職教員学生が学部新卒学生の現場でのメンターのような役割を果たすということであれば、評価の規準はもう少し検討が望まれる。(認証評価結果 p.4)

#### 【評価結果に基づく改善策】

##### ①評価票の改善

- 1) フィールドワーク評価票の評価規準の検討及び変更
- 2) フィールドワーク計画表の書式の改善及び学生による自己評価の充実

#### 【改善策の取組状況】

##### ①評価票の改善

- 1) フィールドワーク評価票の評価規準の検討及び変更

今回指摘された現職教員学生と学部新卒学生の評価規準に関しては、シラバスにおいて、学部新卒学生対象の授業科目「学校支援フィールドワークⅠ(ストレート)」では、「授業計画力、授業指導力、授業分析力をテーマとする」こととし、現職教員学生対象の授業科目「学校支援フィールドワークⅠ(現職)」では、「授業計画力、授業指導力、授業分析力、校務の企画・運営能力を協働的視点から高めることをテーマとする」こととしている。そのため、専任教員が各学生の評点を記入する評価票の評価規準に、これらの観点をより明確に反映させることとした。

具体的には、現職教員学生用の「学校支援フィールドワーク評価票」(別添資料3-5-(1))の評価基準に「校務の企画・運営に関して」の評価観点を追加し、現職教員学生と学部新卒学生の評価基準を差別化した。

- 2) フィールドワーク計画表の書式の改善及び学生による自己評価の充実

目標・指導と評価を一体化する観点から、実習の評価項目に本学教職大学院のコンセプトである「即

応力」「臨床力」「協働力」の視点を反映することとし、「学校支援フィールドワーク個別計画表」の書式の改善を図るとともに、上記の視点を学生による自己評価に取り入れることとした。

具体的には、学生が実習の計画を具体化させるために作成する「学校支援フィールドワーク個別計画表」（別添資料3-5-(2)）について、「5 実習体験に関する主な活動」の「実習者の目標・目的、課題」欄に、「ただし、教職大学院のコンセプトである即応力・臨床力・協働力の向上という観点を踏まえること。」という一文を追加したほか、現職教員学生については、同欄及び「6 実習計画（目標及び課題、活動）」に「校務の企画・運営」という項目を追加して学部新卒学生と差別化した。

また、学生が実習における活動を総括する「学校支援フィールドワーク実習日誌」（別添資料3-5-(3)）において、「即応力・臨床力・協働力の観点にもとづく自己評価、課題解決へのアイデアや今後の実践のヒント等」という視点を新たに加え、学生による自己評価の充実を図った。

さらに、アドバイザー（専任教員）が学生に対する所見を記入する「学校支援フィールドワークに対する全体講評」（別添資料3-5-(4)）の「1 アドバイザーによる講評」欄に「教職大学院のコンセプトである即応力・臨床力・協働力の観点を交えて、総合的に講評する。」という説明を追記した。

#### 【改善策の取組状況における自己点検・評価】

成績評価や単位認定、修了認定の適切性と有効性の確保に関する本学の取組に対して、評価結果においては、現職教員学生と学部新卒学生の評価票が同じであり、評価の規準について検討が必要であるとの指摘を受けた。

現職教員学生と学部新卒学生の評価規準に関しては、シラバスの「授業の到達目標・テーマ」においてそれぞれ異なる観点を設定していることから、この観点をより明確に反映させる形で、現職教員学生用の評価票を変更し、評価規準を差別化した。また、学生が作成する「学校支援フィールドワーク個別計画表」についても、現職教員学生と学部新卒学生で差別化したほか、学生が作成する「学校支援フィールドワーク実習日誌」や、アドバイザーの専任教員が記入する「学校支援フィールドワークに対する全体講評」に教職大学院のコンセプトである「即応力・臨床力・協働力」の視点や説明を追加し、評価の充実に向けて様式を変更している。

以上のことから、成績評価や単位認定、修了認定の適切性と有効性の確保について改善がなされていると判断する。